平成２８年（再ロ）第５１号

大阪府寝屋川市打上中町11番13―203号

再生債務者　お菓子のアトリエうぐいすベリーこと　上坂　康一

1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成29年２月21日まで

4　一般異議申述期間　平成29年２月24日から平成29年３月10日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（再ロ）第１号

神奈川県横須賀市根岸町５丁目７番３―104号

再生債務者　小林　裕幸

1　決定年月日時　平成29年１月25日午後４時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成29年２月22日まで

4　一般異議申述期間　平成29年３月８日から平成29年３月15日まで

横浜地方裁判所横須賀支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２８年（再ロ）第１号

長野県上田市常磐城546番地５

再生債務者　川口　伸哉

1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年１月18日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成29年２月14日まで

平成29年１月24日　長野地方裁判所上田支部

平成２８年（再ロ）第２号

沖縄県沖縄市字古謝1077番地１

再生債務者　新垣　　優

1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年１月５日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成29年２月15日まで

平成29年１月18日　那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（再ロ）第４２号

大阪府八尾市泉町２丁目35番地の１　オアシス201号

再生債務者　山田　雅也

1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年１月13日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成29年２月21日まで

平成29年１月24日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（再ロ）第９号

青森市松森２丁目７番５号　ココグランディールＢ―101

再生債務者　福崎　弘幸

1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年１月18日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成29年２月22日まで

平成29年１月25日

青森地方裁判所民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２８年（再ロ）第１４号

横浜市神奈川区三ツ沢下町18番31号

再生債務者　戸田　昌子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年１月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年１月25日

横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（再ロ）第１５号

京都市右京区太秦八反田町10番地の13

再生債務者　中田　香里（旧姓西村）

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年１月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年１月25日

京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２８年（再ロ）第５号

大阪府泉佐野市葵町２丁目２番17号

再生債務者　彦野　恵一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年１月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年１月25日

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２８年（再ロ）第８号

鹿児島市鷹師２丁目７番19号（グランシャトー城西201号）

再生債務者　大貫　雄胤

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年１月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年１月25日

鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年七月六日

掲載頁　六十五頁（号外第一五〇号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年七月二十二日

掲載頁　九十二頁（号外第一六二号）

平成二十九年二月二日

千葉県野田市野田一七八番地

（甲）平成食品工業株式会社

代表取締役　福島　弥一

千葉県野田市今上二四六二番地

（乙）江戸川食品株式会社

代表取締役　濱田　孝司

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十九年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議（甲は会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は平成二十九年二月一日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.nsuship.co.jp/company/group.html

（乙）http://www.nsuship.co.jp/company/group.html

平成二十九年二月二日

東京都千代田区大手町一丁目五番一号

（甲）日邦マリン株式会社

代表取締役　飯島　直樹

東京都千代田区大手町一丁目五番一号

（乙）ＮＳユナイテッドマリンサービス株式会社

代表取締役社長　阪田　泰二

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することといたしましたので公告します。

組織変更後の商号はキャタピラージャパン合同会社とします。

効力発生日は平成二十九年四月一日であり、当社の総株主の同意の取得は平成二十九年一月十五日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年四月十四日

掲載頁　六十二頁（号外第八十七号）

平成二十九年二月二日

東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号

キャタピラージャパン株式会社

代表取締役　前畑　秀和

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は平成二十九年三月七日であり組織変更後の商号は株式会社Ｌｉｅｆとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年二月二日

大阪市淀川区宮原一丁目一二番四号

合同会社Ｌｉｅｆ

代表社員　西岡　喜一